

各 位

2025年4月30日

早めの対応で「負動産」にしない

～愛媛の空き家の現状と利活用・除却の推進～

株式会社いよぎん地域経済研究センター（略称 IRC、社長 矢野 一成）は、このたび標記の調査結果をとりまとめましたので、その概要をお知らせします。

なお、詳細は2025年5月1日発行の「IRC Monthly」2025年5月号に掲載する予定です。

記

【調査概要】

- ・空き家とは、人の出入りが無い、適切に管理されていない状態の住宅等を指す。人口減少や高齢化、相続問題などの要因で発生し、景観や衛生、犯罪・火災、倒壊リスクなどの悪影響を及ぼす。
- ・総務省「住宅・土地統計調査」によると、2023年の愛媛県の空き家率は19.8%で全国7位、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家率は、12.2%で全国4位である。県内地域別にみると、空き家率は南予が24.4%で最も高く、東予は22.0%、中予は14.2%となっている。
- ・近年、空き家の適切な管理や除却、空き家を増やさないために①相続登記の義務化、②「空き家法」改正による利活用の促進、管理の強化、「特定空家等」の除却円滑化が進められている。空き家の所有者にとっては、管理責任をより厳格にするものとなった。
- ・県内では、多くの自治体で老朽・危険な空き家を早期に除却するための補助を行うとともに、空き家のマッチングを図る「空き家バンク」を開設している。移住希望者の多い地域では、空き家利活用と移住・定住推進を一緒に取り組むことが効果的である。
- ・空き家の利活用を進めるには、家族・関係者でよく話し合い、早めに「住む」「売る・貸す」「解体する」などの方針を決め、自治体の窓口や相談・支援サービスなどを活用して、行動を起こすことが重要である。

以 上